大分県人権教育推進計画の改訂について

1 改訂の必要性

大分県教育委員会は平成17年1月に「大分県人権教育基本方針」を、平成18年2月に「大分県人権教育推進計画」を策定し、その後、平成27年2月に改訂し、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育を推進し人権問題の解決に向かう実践力の育成を図ってきた。

今回は、前回の改訂より5年が経過し、人権を取り巻く状況が変化していることなどを踏まえ改訂するものである。主な内容としては、前回改訂以降の人権に関する法律や条例、計画等の内容を盛り込むほか、これまでの県内の実態調査の結果、大分県人権尊重施策基本方針の改定などを踏まえ、人権教育で推進するべき計画を、より簡潔にわかりやすく表記することでさらなる推進を図りたい。

2 改訂の骨子

- (1)検討項目
 - ア 国連の取組「人権教育のための世界計画」(第4フェーズ $2020\sim2024$) 若者を重点対象としたこと、持続可能な開発目標(SDGs)の目標 4.7 と連携させること、第 $1\sim$ 第3フェーズの取組を強化することとした行動計画が示された。
 - イ 部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法が成立し、個別人 権課題解決に向けた法整備が行われた。
 - ウ 「平成30年度県民意識調査」をはじめ、各種人権教育実態調査結果の反映
 - ・人権への関心の二分化、学びの不足や無知による差別の発生
 - ・県内の地域による学びの差
 - エ 「大分県人権尊重施策基本方針」(R1改定)の内容との整合性
 - オ 部落差別解消推進法の施行に伴い、同和問題から部落差別問題へ表記を変更すると ともに、解消に向けた具体的な取組の必要性
 - カ 個別人権課題の解消に向けた記載の変更
 - ・入管法改正による外国人及び外国人児童生徒の増加とその対応
 - ・性的少数者の人権問題の現状と学校等による取組
 - ・ネット社会の人権問題に対する具体的な取組
 - キ 多くの人にわかりやすい計画とするために簡潔で見やすい表記に変更し、ページ数を大幅に削減(現行73頁 → 30頁程度)

(2) 実施期間

今回の改訂による「大分県人権教育推進計画」は、概ね5年程度とする

3. 大分県人権教育推進計画改訂までのスケジュールの概要

年	月	取組の概要
令和2年	5月	検討委員会(8名)の発足
		教育委員会にて報告
	6月	大分県人権教育推進計画改定素案の作成
		第2回定例会常任委員会にて報告
	7月	第1回検討委員会
	8月	検討委員会の協議結果をもとに、大分県人権教育推進計画改訂素案
		を修正し、修正案を作成
	10月	大分県人権教育推進計画改訂(案)を作成
		第2回検討委員会
	11月	
	~	パブリックコメント募集
	12月	
令和3年	1月	第3回検討委員会で決定
	2月	教育委員会にて報告
	3月	第1回定例会常任委員会にて報告